

SAWAYAKA さわやか



農業委員会では、農地に関する様々な議案について審議し決定しています。



「毎月末に開催される農業委員会定例総会」の様子

農業委員及び農地利用最適化推進委員 を募集します

…… p 2～3

農業委員会視察研修を終えて～山形県遊佐町・鶴岡市～ p 4～5

各部会の活動報告…………… p 6

農業委員会からのお知らせ（農業者年金等）…………… p 7

おらこの紹介・編集後記・インフォメーション…………… p 8

2020.

1

月号

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

■詳しい内容についてのお問い合わせ先は、

新発田市農業委員会事務局（加治川支所内）

〒959-2492 新発田市住田510番地

TEL: 0254-333-3119

★農業委員

1 業務概要及び募集人員等

●業務概要

農地の貸し借りや売買などの申請の審議を行うほか、農地法及び農業委員会等に関する法律等で規定される業務（農地の利用集積の推進、人・農地プランの実質化の推進、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）を行います。

●募集人員

19人

●任期

市長から任命された日（令和2年7月20日の予定）から3年間

●報酬

月額20,800円に、市長が別に定める額を加算した額（市議会2月定例会で令和2年度当初予算案が議決された後に決定します。）

●身分

特別職の非常勤職員

2 被推薦・応募資格

農業に関する識見及び農業振興に熱意を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、就

任予定日において、次のいずれにも該当しない者

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 兼職が禁止されている行政委員会委員
- ④ 中立委員（農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者）については、農業を営んでいる者

3 推薦・応募受付期間及び手続き

募集要項及び推薦書・応募書は、新発田市ホームページからダウンロードできるほか、次の担当窓口及び豊浦・紫雲寺の支所に備えてあります。

●受付期間

令和2年1月30日（木）から令和2年2月28日（金）まで

●提出書類

推薦書又は応募書

推薦書・応募書は、令和2年2月28日（金）までに郵送、ファックス、電子メール又は直接持参で、次の担当窓口に出していただき（期限内必着。直接持参する場合は午後5時15分までにお持ちください）。

新発田市農業委員会事務局

（加治川支所内）

〒959-2492

新発田市住田510番地

FAX: 0254-333-3630

E-mail: nougyou@city.

shibata-ig.jp

4 審査方法

審査会による審査（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

5 審査の結果通知

令和2年5月末までに応募又は推薦を受けた本人に通知します。

6 その他

農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に応募し、推薦を受けることはできませんが、両方の職を兼ねることはできません。

募集期間中と募集期間終了後の2回、市のホームページ等で左記事項を公開します。

- ① 推薦した個人の氏名、職業、年齢及び性別
- ② 推薦した法人などの名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格及びその他の推薦した者の性格を明らかにする事項

推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況及び認定農業者であるか否かの別

★農地利用最適化推進委員

1 業務概要及び募集人員等

●業務概要

農地法及び農業委員会等に関する法律等で規定される業務（農地の利用集積の推進、人・農地プランの実質化の推進、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）を担当する区域で行うほか、農地の権利設定や有効利用、農業経営などに関する農業者等からの相談に応じます。

かにする事項

- ③ 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況及び認定農業者であるか否かの別
- ④ 推薦又は応募の理由
- ⑤ 農地利用最適化推進委員に推薦又は応募しているか否かの別
- ⑥ 推薦を受けた者の人数及びそのうちの認定農業者等、青年（49歳以下の者）及び女性の人数
- ⑦ 応募した者の人数及びそのうちの認定農業者等、青年（49歳以下の者）及び女性の人数

農地利用最適化推進委員の担当区域と募集人数

地区名	地区の区域	人数
新 発 田	新栄町、富塚町、住吉町、舟入町、大栄町、御幸町、中曽根町、新富町、東新町、本町、豊町、諏訪町、中田町、小舟町、緑町、城北町、舟入、弓越、富塚、奥山新保、中曽根、高浜、板敷、東塚ノ目、中田、西名柄、島潟、道賀、長畑、桑ノ口、下名柄、中谷内、小舟渡	2
佐 々 木	佐々木、上中沢、西蓑口、飯島甲・乙、下興野、太田新田、飯島新田、鳥穴、砂山、曾根、日渡、則清、則清新田、西宮内、北蓑口	2
米 倉 谷 赤 五 十 公 野	米倉、大槻、山内、中々山、滝谷、上赤谷、滝谷新田、江口、丑首、上内竹、下内竹、五十公野(天ノ原、小路、杉原、外城、上町、下町、七軒町、山王)、山崎、小見、古寺、上新保、下新保、金谷、豊町2丁目、豊町3丁目	3
松 浦	大崎、六日町、八幡、八幡新田、小友、浦新田、浦、法正橋、松岡、荒川、上中山、新荒川、瑞波	2
川 東	上大友、下大友、車野、西姫田、石喜、敦賀、下高関、下岡田、上岡田、宮古木、小戸、板山、上車野、田貝、虎丸、上三光、下三光、上楠川、下楠川、東姫田、南楯、上羽津、下羽津、本間新田、長峰	3
菅 谷	上荒沢、満足、熊出、丸市、下中山、横山、上寺内、下寺内、〆切(蔵光)、東宮内、中妻、黒岩、麓、上中江、下中江、北中江、中倉、蔵光、菅谷、小出、繁山、下石川、中川、丸山、滝、上石川	2
豊 浦	旧豊浦町の区域	3
紫 雲 寺	旧紫雲寺町の区域	2
加 治 川 加 治 川	館野小路、新保小路、茗荷谷、金津、〆切(早道場)、早道場、上館、新屋敷、下中、下今泉、上小松、下小松、三日市 旧加治川村の区域	3

● 募集人員 22人

● 任 期 農業委員会から委嘱された日(令和2年7月20日以降を予定)から農業委員の任期まで

● 報 酬 月額13,200円に、市長が別に定める額を加算した額(市議会2月定例会で令和2年度当初予算案が議決された後に決定されます。)

● 身分 特別職の非常勤職員

● 区 域 農地利用最適化推進委員が担当する区域を次のとおり定め、その区域を単位として、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集をします。

2 被推薦・応募資格

地域からの信頼並びに農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、農地等の利用の最適化の推進

に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、就任予定日において、次のいずれにも該当しない者

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 兼職が禁止されている行政委員会の委員

3 推薦・応募受付期間及び手続き

募集要項及び推薦書・応募書は、新発田市ホームページからダウンロードできるほか、次の担当窓口及び豊浦・紫雲寺の支所に備えてあります。

● 受付期間 令和2年1月30日(木)から令和2年2月28日(金)まで

● 提出書類 推薦書又は応募書

推薦書・応募書は、令和2年2月28日(金)までに郵送、ファックス、電子メール又は直接持参で、次の担当窓口へ提出してください(期限内必着。直接持参する場合は午後5時15分までにお持ちください)。

新発田市農業委員会事務局

(加治川支所内)

〒959-1249-2

新発田市住田510番地

FAX: 0254-3313930

E-mail: nougyou@city.

shibata.ig.jp

4 審査方法

審査委員会による審査(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

5 審査の結果通知

令和2年5月末までに応募又は推薦を受けた本人に通知します。

6 その他

農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦、応募することはできませんが、両方の職を兼ねることはできません。農地利用最適化推進委員は、同時に複数地区に推薦又は応募することができません。

募集期間中と募集期間終了後の2回、ホームページ等で左記事項を公開します。

① 推薦した個人の氏名、職業、年齢及び性別

② 推薦した団体などの名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格及びその他の推薦した者の性格を明らかにする事項

③ 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

④ 推薦又は応募の理由

⑤ 農業委員に推薦又は応募しているか否かの別

⑥ 地区名ごとの推薦を受けた者又は応募した者の人数並びにそのうちの青年(49歳以下の者)及び女性の人数

農業委員会視察研修を終えて

令和元年11月14日、15日



〔遊佐町農業委員会〕 研修

日本百名山に数えられている鳥海山を擁する山形県飽海郡遊佐町の「遊佐町農業委員会」を訪れ、農地の高集積化や耕作放棄地の解消状況について研修させていただきました。

同町は山形県の最北部にある人口約1万4千人の町で、基幹産業は水稻を主とする農業です。平成27、28年度にJAの支援のもと、町内全域をカバーする5つの農事組合法人が設立され、同町の農地の71パーセントにあたる2,813ヘクタールが法人や認定を受けている経営体に集積されたことにより、持続可能な農業経営ができる環境となっています。

同町農業委員会では農地中間管理事業を活用し、JA等関係機関と相談・連携しながら法人を中心に担い手への農地集積を図り、作業の効率化、経営基盤の安定に取り組んでいます。

また、遊佐ブランド推進協議会と連携して「遊佐町特産焼酎プロジェクト」を設立し、耕作放棄地の解消を図るため耕作放棄地を借

り上げ、サツマイモを栽培して酒造会社に生産を委託し、本格芋焼酎「耕作くん」を販売しています。遊佐町では新発田市より担い手への農地集積や集約化が進んでおり、多くの示唆に富む研修となりました。

浜の味、里の味が揃う

次の視察地は農海産物直売所で、遊佐町にあり国道7号線に面した道の駅鳥海「ふらっと」を訪れました。

この施設は、遊佐町が交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、平成8年に設立された第3セクターが管理運営している施設です。店内には青果物、鮮魚、特産物それぞれのコーナーがあり、出品者（会員制）によって直接販売されています。

自然の恵みを受けた農産物と海産物の販売は好評とのことですが、課題として冬期間の野菜品目の充実、加工品の研究開発をあげていました。



道の駅 鳥海「ふらっと」店内



道の駅 鳥海「ふらっと」外観



◀ JA 鶴岡「もんとあーる」外観

▼ JA 鶴岡「もんとあーる」店内



2日目の視察地は農産物直売所で、鶴岡市のJA鶴岡「もんとあーる」白山店を訪問しました。「もんとあーる」とは「物がいっぱいある」とのこと。

この農産物直売所では地場産のほか、全国のJAと提携して県外の特産品販売にも力を入れ、毎月イベントを開催することで集客を大きく伸ばしています。

また、出品者である会員の合意を得て、店頭への商品の搬入を午前8時半までに制限したことにより、午前9時の開店時には全ての商品の品揃えが可能となり、午前中の客数、客単価ともに増加したと分析していました。課題としては白山店にお客様が集中し、他の2店の売上が伸びていないこととのことです。しかし、全体では実績を残しているとして、担当者は笑顔で説明していました。

(小池信義 委員)



耕作放棄地対策 芋焼酎「耕作くん」



JA 鶴岡「もんとあーる」研修

「各部会の活動報告」

農地調整部会

部長 鹿島 芳夫

新たな農業委員会制度が施行されて以来、「農地利用の最適化」が重要な業務になりましたが、令和元年度においてもより一層の活動を推進すべく、農地利用の状況把握や遊休農地の発生防止、解消に向けた取組活動等を計画し実施してまいりました。

『農地パトロール』

前年度の農地利用状況調査結果を基に、遊休農地や無断及び違反転用地について市内を10地区に分けて、8月に10日間に渡り調査しました。耕作可能な農地は将来のために健全に維持したいものです。

『現地調査』

8月末に新規就農者の営農地や地域で頑張る農業生産法人等を巡回しました。皆さんの希望に満ち将来を見据えた行動力、消費者のニーズに合った営農努力には感服しました。



農政推進部会

部長 星野 幸雄

昨年は、平成から令和に変わる新しい年の始まりでした。今年は新制度による委員の最後の活動の年になりますので、農業者皆様のお役に立てるよう活動してまいります。

『委員の研修及び視察研修の企画、立案』

昨年11月に、山形県遊佐町及び鶴岡市を訪問し、担い手への農地集積の先進事例など有意義な視察研修ができました。

『農業者等との意見交換会』

今年も「市政に届けよう！農業者の声を」をテーマに2月下旬に開催を予定しています。参加者は中山間地以外の方にお願ひすることにしており、活発な意見交換を期待しています。

『農業者年金加入推進及び研修会の開催』

昨年7月に県農業会議から講師を招いて農業者年金の研修を行い、さらに県農業会議主催の研修会にも出席しています。今年も加入推進に全力で取り組んでまいりますので、皆様のお宅に地区担当委員が訪問しましたら、よろしくお願ひいたします。

情報活動部会

部長 津村 賢

情報活動部会では、各地域農業の情勢、日頃の農業委員会活動、農地法・農業委員会法等について情報を収集し、分かりやすく提供することを目的に活動してまいります。

『新発田市農業委員会広報誌』

「さわやか」の発行

当委員会や市からのお役立ち情報をはじめ、新たに挑戦を始めた新規就農者や、地域農業の維持・発展に奮闘する農業者・組織・農業関連の方々、地域の魅力や今後の抱負等についてお話を伺い、多くの方に共感され、応援していただけるよう紹介していきます。

『全国農業新聞』

新発田での農業に関する出来事や、話題等を投稿し、全国に向け情報発信しています。

今後とも、新発田市農業の魅力の発信と必要な情報の提供に努め、皆様に愛読される広報誌となるよう部会委員一同活動していきます。

◎農業委員会からのお知らせ

「平成31年(令和元年)中に公告した新発田市の農地賃借料情報」は、「広報しばた」2月17日号に掲載されます。

知
っ
て
得
す
る
農
業
者
年
金

農業者の方は、**国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」**に加入して安心で豊かな老後を！

ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

①年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く。)である60歳未満の方が加入できます。

高齢農家世帯の家計費は、月額約23~24万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月額6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月10万円の赤字です。国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

②農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円~6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。(脱退一時金はありません。)

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。 ※加入期間等により払込額を下回る場合があります。

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告している方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3

加入で大きな節税効果！保険料は全額社会保険料控除の対象生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●相談員

TEL : 03-3502-3199

●企画調整室

TEL : 03-3502-3942

終身年金で
安心！

詳しくは…

検索

<https://www.nounen.go.jp>



まらごの紹介

今回は、豊浦地区池ノ端にお住まいの姉崎信弘さんのお宅におじゃましました。（担当:榎本信彦委員）



米作りは天職

姉崎家は信弘さん、妻の由紀子さん、長女明日美さん、長男日向君、次男坂君、父の鉄義さん、母トシさん、祖母トイさんの8人家族です。

経営内容は、水稲30ha（つきあかり・ミルキークイーン・コシヒカリ・新之助・あきだわら）を作付けしています。ほ場整備に伴い受託面積も増え、4年前にライスセンターを新築し作業の効率化を図っています。

信弘さんは2年前に鉄義さんから経営委譲され、これまで以上

に地域の活動に積極的に参加し、地域の担い手としても活躍しています。また、新潟県青年農業士会新発田ブロックの会長も務め、県内に多くの農業者の仲間がいるそうです。

妻の由紀子さんは、農業の傍ら市内のッキングスタジオでパン教室（月4回）の講師を務め、自家製米粉パンも作るそうです。また、フォークリフトも乗りこなし、農作業の準備やら、段取りやら機転を利かせて仕事をこなしてくれるのでとても心強いとのことでした。

今後の目標は直接販売をもっと増やし、お客様に喜ばれる米作りをしたいとのこと。

最後に「お借りしている農地には先祖からの様々な思いが詰まっています。地主さんを始め、その地域の方々とのお付き合いを大切に、一生懸命お米を作りたい。仕事に幸せを感じますし、天職だと思います。」と目を輝かせて語ってくれました。

インフォメーション

農地(田)の権利移転の手続きは、4月10日(金)までに

田は、作付けが始まると、権利の調整が難しくなりますので、原則として4月が売買や貸し借りの権利移転の最終月になります。

田の売買や貸し借りを予定されている方は、早めに農業委員会に書類を提出してください。

◎畑は、作物の権利調整がついていれば、売買や貸し借りの書類を通年で受け付けています。

編・集・後・記

農作物の出来は日照、降雨、気温等々自然の恵みの賜物であり、稲作に例えれば、その自然の恵みを受けることを前提に品種改良、多収穫、高品質を目指して絶えず研究・努力がなされてきたところです。しかし、近年は台風・強風、高温、豪雨等自然の猛威による災害が頻発し、それも収穫間近での災害により一年間の苦勞が報われない年が多くなりました。昨年、新潟県産コシヒカリの高温障害による記録的な品質低下が問題になり、行政でもその対応策が検討されているところです。自然災害に個々の農家が対策することには限りがありますが、長期的な視点に立ち、農業における基本である土づくりから始めるのも一つの方策かもしれません。

(菅原昭榮 委員)